

山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

（目的）

第1条 山形県における孤独・孤立対策における支援体制の強化と孤独・孤立を予防する地域づくりを推進するため、県・市町村・NPO等の支援団体・民間企業等が幅広く参加し、連携して取り組むことを目的に、山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして「やまがたつながり支えあいネットワーク」（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- （2）孤独・孤立対策に関する先進的な取組み等の情報共有のほか、孤独・孤立に関する啓発活動
- （3）その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

（プラットフォームへの参画）

第3条 プラットフォームへの参画を希望する団体等から、山形県に対して、別途定める方法により申込みを行うものとする。

2 山形県は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適切であると認める場合に、会員としてプラットフォームへの参画を認める。

- （1）山形県内において、孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている、又は、今後行おうとしている団体等であること
- （2）孤独・孤立問題に関心を有する団体等であること
- （3）宗教的又は政治的活動を目的とした団体でないこと
- （4）暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- （5）公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

（プラットフォームからの退会・除名）

第4条 プラットフォームを退会しようとする団体等は、退会の意思を書面により山形県に届け出、任意に退会することができる。また、団体等が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、山形県は職権により除名することができる。

- （1）1年以上、連絡がとれない場合
- （2）本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- （3）会員が解散又は営業を停止したとき
- （4）暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- （5）その他プラットフォームの運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき

(幹事協議会の設置)

第5条 プラットフォームに幹事協議会を置く。

2 幹事協議会のメンバーは、別紙に掲げる幹事団体とする。

(幹事協議会の役割)

第6条 幹事協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 第2条に掲げる活動内容に関する企画・立案に関すること
- (2) 第2条に掲げる活動内容に関する周知・情報発信に関すること
- (3) その他、プラットフォームの目的を達成するために必要な事項に関すること

(幹事協議会の開催)

第7条 幹事協議会は、原則として年1回開催することとし、その他、必要に応じて開催することができるものとする。

2 幹事協議会の開催にあたっては、山形県が招集するものとする。

3 幹事協議会の進行は、事務局が行うものとする。

4 幹事協議会は、幹事総数の2分の1以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

5 幹事協議会には、必要に応じて幹事団体以外の者の出席を求めることができる。

6 幹事協議会は、必要があると認めるときは、会員に対し意見を求めることができる。

(アドバイザー)

第8条 プラットフォームに、必要に応じて助言を行うアドバイザーを置くことができる。

(会費)

第9条 プラットフォームに係る会費は無償とする。

(事務局)

第10条 プラットフォームの事務の執行を円滑に行うため事務局を山形県健康福祉部地域福祉推進課に置く。

(その他)

第11条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月3日から施行する。

(別紙)

山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事団体

当事者・分野	団体名
社会福祉法人	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
民生委員・ 児童委員	山形県民生委員児童委員協議会
自殺対策	社会福祉法人 山形いのちの電話
高齢者福祉	一般社団法人 山形県地域包括支援センター等協議会
障がい者福祉	社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会
ひとり親支援	一般財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会
再犯防止	法務省 山形保護観察所
医薬品乱用防止	一般社団法人 山形県薬剤師会
ひきこもり・ 不登校支援	認定特定非営利活動法人 With 優
自殺対策 ボランティア	特定非営利活動法人 ぼらんたす
市町村	山形市
山形県	庁内等連携会議構成員